

環境資源の 入会利用・管理に関する日英比較 共同的な環境保全に関する民際研究に向けて

Comparative Study on Common Lands
in Eight Countries and Regions in Japan, UK
and Ireland from the Viewpoint of Changing Livelihood

三俣 学・室田 武

はじめに

- ①琉球王国・沖縄の土地・林野の共同利用制度
- ②日本本土における入会制度
- ③蝦夷地・北海道のコモンズ イオルと入会林野
- ④イングランドのコモン・コモンズ
- ⑤ウェールズにおける入会地の存続
- ⑥アイルランドの入会地の現状と歴史
- ⑦スコットランドにおける入会地の消滅と再評価
- ⑧日本の入会林野の事例紹介
- ⑨イングランドとスコットランドの事例
- ⑩比較研究からわかつたこと

【論文要旨】

持続可能な天然資源の管理方法の一つとして、地域住民主体の資源管理の重要性、すなわちコモンズの重要性が国内外で指摘されて久しい。日本の入会地と似た性格を持つコモンズは、言葉そのもの（commons）からして英国に起源があることはいうまでもない。本稿は、その語源でもあり歴史・現実を生きてきた英國（連合王国）のcommonsやそれに類似する制度と日本の入会制度を通じて比較・概観することによって、今後のコモンズ研究の素地を作るとともに、日本の入会制度を未来に生かすためのヒントを探ることを目的とする。

考察対象としては、連合王国を構成するイングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドに加え、連合王国に歴史的に関係の深いアイルランド共和国と、日本の蝦夷地（北海道）、琉球（沖縄）、本島（大和日本）の合計8地域の国ないし地域を探り上げた。

本稿は、とりあえずそれぞれの国ないし地域の気候や地形の特色を記述し、その上で現在までの共同的土地利用における制度史の変遷を論じ、さらには共同利用の土地であるイングランド・ウェールズのコモンズ、アイルランドのコモネージ、スコットランドのコモンティ、日本の入会地で起こっている現在の問題点・話題を取り上げ、複数の現地調査・見学から判明した点を記述した。

本研究の結果として、今後のコモンズ研究や入会研究の展開にとって重要な論点、ないし確認事項をいくつか得ることができた。それは次の6点にまとめることができる。

(1)情報不足もあり十分な調査のできなかつた北アイルランドを除いた7地域ではいずれも、ある一定地域の住民による共同的な土地利用制度が歴史的に存在してきて、それぞれの地域の事情や必要にあわせた多様な利用・管理がなされ、時代の変化に対応しつつ現在の態様を形作ってきた。(2)イングランドやウェールズの場合、特に都市部におけるコモンズはほぼ一様にオープンスペース化した歴史をもっており、万人のアクセスを許すという相対的に見て「開いたコモンズ」を形成している。管理態様も自治法人ロンドン市や区によるものなど多様であるが、いずれもその度合いに差こそあれ、住民が何らかの形で自治的に管理する道が残されていることがわかった。その一方で、日本の入会林野の事例では、多くの場合、地縁に基づく「閉じた形のコモンズ」が今日まで存続している。それは自給的利用時代に担った意味あいとは異なりこそそれ、地域に必要な財やサービスを以前の山林伐採の収益で賄うという意味での地域自給的役割を担いながら地域社会の基盤や自治領域の形成促進に大きく貢献し続けてきた。(3)スコットランドにおいては、コモンティという形の入会地は17世紀後半に法的に廃止された。しかし、クロフターの放牧入会という形の土地の共同利用制度が19世紀末に確立されたばかりでなく、コモンティ再興の運動が最近始まっている。一方、(4)アイルランド共和国では現在、入会地に生息する絶滅に瀕した動植物の保全という観点から、また、その一つの原因となっている牧畜經營者による過放牧問題をどう解決するかという経済・政策的観点から、入会地の利用と保全をめぐる議論が巻き起こっている。また、(5)入会権が、産業廃棄物の暮らしの場への流入を阻止したり、環境破壊的な産業の立地に歯止めをかけるという「環境保全の砦として役割」を担い、生活領域を守っていることが、特に沖縄とウェールズの事例からわかった。最後に、(6)入会という制度が貧者や社会的弱者を救済する面を持つことは以前から指摘されてきたことであるが、それは日本に限ったことではなく、イングランドやウェールズなどでは、穀物の収穫期を終えた私有地においてその落穂を拾うことを許される制度shackなどが存在してきたことが明らかになった。